

知事コメント (抗告訴訟の提起について)

本日、沖縄県の公有水面埋立承認取消処分に対して、国土交通大臣が行った裁決の取消しを求め、那覇地方裁判所に行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起しました。

去る4月5日、国土交通大臣は、沖縄防衛局長が私人と同様の立場にあり、審査請求を行うことができるとした上で、県が行った公有水面埋立承認取消処分には理由がないとして、当該取消処分を取り消す旨の裁決を行いました。

以前から繰り返し申し上げているように、国の機関である沖縄防衛局長が私人になりすまして審査請求を行い、審査庁となりえない国土交通大臣が承認取消処分を取り消す旨の裁決を行ったことは、違法であります。

また、国土交通大臣が行った裁決には、適法に行われた本県の承認取消しを取り消したという点でも、違法があります。

公有水面埋立法は、埋立承認の要件として、国土利用上適正かつ合理的であることや、環境保全及び災害防止に十分配慮していることなどを求めております。

しかしながら、埋立工事の計画地である大浦湾には、護岸等の安定性及び沈下に影響すると考えられる軟弱地盤が、広範、かつ水面下90メートルの大深度におよび存在しており、現計画地が埋立地の用途に照らして適切な場所とは言えないことは明らかです。

また、政府が示した報告書によると、軟弱地盤に係る地盤改良工事は、大浦湾内に90隻を超える作業船を用い、7万7千本に及ぶ砂杭を海底に打ち込み、必要な砂の量は東京ドーム5.25個分に相当するという大規模なものであり、工事自体に不確実性がある上に、相当に長い期間を要し、周辺環境に多大な影響を与える懸念があります。

そもそも沖縄防衛局は、埋立承認処分に付した留意事項において、「実施設計について事前に県と協議を行うこと」とされているにもかかわらず、これが調う前に工事に着手しました。

さらに、事業実施前に行うべきサンゴ類の移植を行わないまま護岸工事に着手したほか、埋立承認願書に記載のない埋立用材の海上搬入を行うなど、環境への影響を顧みることなく埋立工事を強行しております。

これに加えて、計画地における活断層の存在や、新基地建設後における高さ制限、返還条件の問題など、辺野古埋立事業には数多くの問題点があり、県は、これらの問題点を理由に適法に埋立承認取消しを行ったものであって、当該承認取消しを取り消されるいわれは全くありません。

県としては、これらの点に不服があることから、議会の議決をいただき、裁決の取消しを求める訴えを提起したものであります。

県が7月17日に提起した関与取消訴訟においては、国土交通大臣が裁決を行うことの違法性に関して主張しました。本日提起した抗告訴訟においては、これに加えて、県が行った埋立承認取消しの適法性についても主張するものであります。今後、裁判所に対して、県の正当性をしっかりと訴えてまいります。

そもそも、辺野古新基地建設問題について、県はかねてから、政府に対し、司法によらず、対話による解決の必要性と重要性を繰り返し述べております。

沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、申し上げるべきことは申し上げ、問題点を指摘しながら、必要に応じて連携して取り組むことが重要であると考えております。

県としましては、政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴え、辺野古新基地建設阻止、そして普天間飛行場の運用停止を含む1日も早い危険性の除去を求めてまいりたいと考えております。

私は、多くの県民の負託を受けた知事として、ぶれることなく、辺野古新基地建設に反対するという民意に添い、県民の強い思いに全身全霊で応えてまいります。

県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和元年8月7日

沖縄県知事 玉城 デニー